

令和6年度（2024年度）

高齢者住宅バリアフリー化 改修費補助事業



補助申請要領 (マニュアル)



注意 「工事契約」や「着工」する前に申請が必要です

- 1 高齢者住宅バリアフリー化改修費補助事業とは……………P2
- 2 補助の要件……………P2～5
- 3 手続きの流れ……………P6
- 4 申請の手続き……………P7
 - (1) 補助金交付申請……………P7
 - (2) 完了実績報告及び補助金の請求……………P8
 - (3) 補助金の額の確定及び交付……………P8
- 5 その他の手続き……………P10
- 6 提出書類 記入例……………P11～22
- 7 よくある質問と回答 (Q & A)……………P23～34

1. 高齢者住宅バリアフリー化改修費補助事業とは

高齢者の方が住む住宅のバリアフリー化を促進することで家庭内事故を防止し、高齢者の居住の安定を図るため、高齢者の方に対し住宅のバリアフリー改修工事を行う際の工事費用の一部を補助するものです。

【注意事項】

1. 予算の執行状況により受付期間を変更することがあります
2. 申請書は先着順に審査します（予算の上限に達した日に複数受理した場合は抽選）
3. 提出書類は控えのコピーをとり、お手元に保管してください
4. 各区の福祉課へ持参での提出も可能です（書類一式を封筒に封入して提出）
5. 要支援・要介護の方は、各区の福祉課の「介護保険による住宅改修費の支給制度」をご利用ください

2. 補助の要件

補助対象者

補助対象者は、以下の条件をすべて満たす方です。

- (1) 熊本市に住所を有し、補助対象住宅に居住していること
- (2) 満65歳以上であること
- (3) 世帯の全員が介護保険法（平成9年法律第123号）による要支援又は要介護認定を受けていないこと
- (4) 世帯の65歳以上の方全員の年収が、別表1に定める年収であること
- (5) 市税を滞納していないこと
- (6) 世帯の全員が熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号の規定^{※1}に該当しない者であること

※1 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号の規定… (1) 暴力団
(2) 暴力団員
(3) 暴力団密接関係者

別表1

世帯種別	世帯の65歳以上の方全員の年収
満65歳以上の方が1人いる世帯	総所得220万円未満または 年金収入+その他総所得=340万円未満
満65歳以上の方が2人以上いる世帯	総所得220万円未満または 年金収入+その他総所得=463万円未満

補助対象住宅

補助対象住宅^{※2}は、熊本市に既存する住宅とし、持家・借家は問いません。ただし、借家の場合は、所有者が補助事業を承諾していることを条件とします。

なお、補助の対象には以下の要件があります。

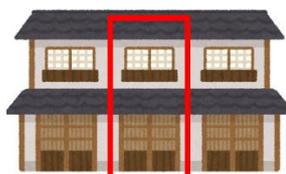
- (1) 共同住宅の場合、共用部分は対象外とする
- (2) 併用住宅の場合、居住の用に供する部分のみを対象とする

※2 住宅…①一戸建ての住宅、②長屋建て住宅の一住戸、③共同住宅の一住戸のいずれかで、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関を有するものとし、店舗等の用途を兼ねる住宅も含む

① 一戸建て住宅



② 長屋建て住宅の一住戸



③ 共同住宅の一住戸



補助金額

補助金額は、バリアフリー改修工事の実施に必要な経費に、以下(1)、(2)の区分に応じた補助率を乗じて得た金額とします。(千円未満の端数は切り捨て)

世帯種別	補助率	補助上限額
(1)非課税世帯	2/3	<u>12万円</u>
(2)上記以外の世帯	1/3	<u>6万円</u>

例：非課税世帯で、補助対象工事費が154,000円の場合の補助金額 → 102,000円

補助事業

別表2(熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金交付要綱 第5条関係)

対象工事	対象工事内容
手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、居室、階段、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止もしくは移動または移乗動作に必要と思われるもの
段差の解消	各室間の床段差及び玄関から道路までの通路等の段差の解消及び緩和(持ち運びが可能なものは補助対象外) (1) 敷居を低くする (2) スロープの設置(幅1m まで) (3) 浴室床等のかさ上げ (4) 浴槽の取替え(またぎ高さ、浴槽深さ、浴室床と浴槽底の高低差が軽減される場合に限る) (5) 階段の段数の増加
滑り防止及び移動の円滑化のための床又は、外構通路の材料の変更	(1) 畳敷きから板張りや、クッション性の高いシートへの変更 (2) 浴室の床の滑りにくい材料への変更 (3) 外構通路面の滑りにくい舗装材、仕上げ材への変更
引き戸等への扉の取替え	(1) 開き戸の引き戸(自動ドアの引き戸の場合、動力部については補助対象外)、折れ戸、アコーディオンドア等への取替え (2) 使いやすいドアノブへの変更や戸車設置、交換 (3) 引き戸の新設(開き戸を引き戸に交換するより費用が廉価に抑えられる場合に限る)
洋式便器などへの便器の取替え等	(1) 和式便器の洋式便器への取替え(暖房や洗浄機能を有する洋式便器も補助対象) (2) 既設洋式便器のかさ上げ
上記の改修工事に付帯して必要となる改修工事	(1) 手すりの取付けのための壁下地の補強 (2) 浴室床の段差解消に伴う給排水工事 (3) 床材変更のための下地の補修、補強及び断熱材の充填 (4) 外構通路の舗装をする際の路盤の整備 (5) 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 (6) 便器の取替え等に伴う床材の変更、給排水設備工事(水洗化、簡易水洗化に関わる部分及び電気工事は補助対象外)

施工業者について

施工業者は、原則、熊本市内に本社、支店、営業所などを有する中小企業者又は個人事業主とします。中小企業者とは中小企業基本法第2条により、以下の表のとおり定められています。該当するかどうかは、直接、施工業者にご確認ください。

業種	中小企業者	
	資本金	従業員の数
製造業・建設業・運輸業・ その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

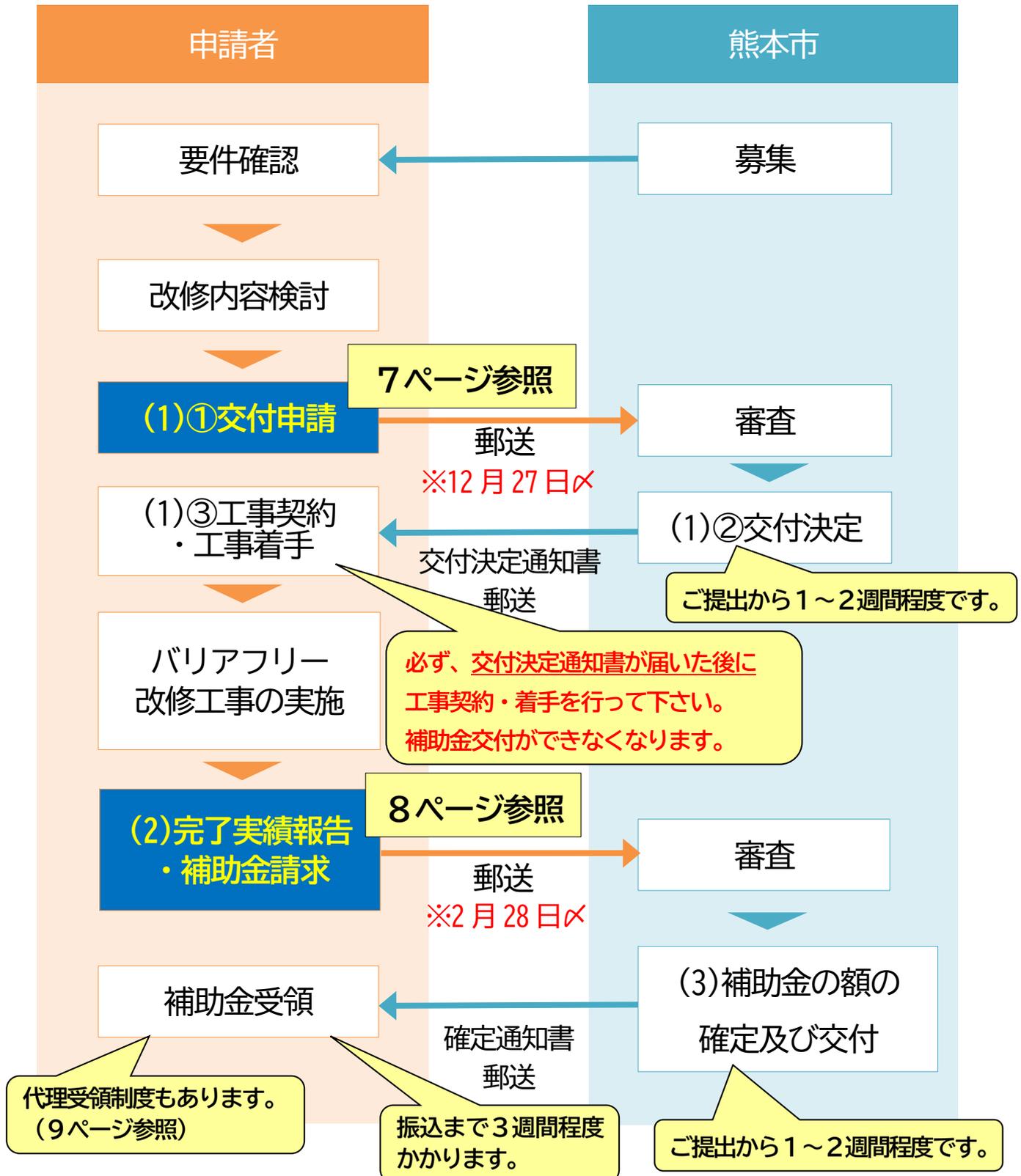
※ 「資本金」、「従業員の数」のどちらか一方を満たせば、中小企業者に該当します。

※ ご自身・家族が行う工事については、34ページを参照してください。

3. 手続きの流れ

補助金交付の手続きの流れは以下の通りです。(1)交付申請、(2)完了実績報告補助金請求のタイミングで定められた書類を提出する必要があります。

本補助事業は、原則単年度事業です。工事完了が次年度の4月以降になる場合等は事前に手続きが必要です。



4. 申請の手続き

(1) 交付申請

①交付申請書の提出

受付開始日：令和6年(2024年) 4月 8日(月)

受付締切日：令和6年(2024年) 12月27日(金)まで(当日消印有効)

※予算の執行状況により受付期間を変更することがあります

※申請書は先着順に審査します(予算の上限に達した日に複数受理した場合は抽選)

提出方法：補助金交付申請書と添付書類をまとめて郵送してください

※委任状を添付することで、依頼する施工会社の方等の第三者が書類を提出することができます

※各区役所の福祉課窓口への持参による提出も可能です

その際は必ず書類一式を封筒に封入して提出してください

提出先：〒860-8601 住宅政策課 バリアフリー補助金担当宛て

(専用郵便番号のため住所記載不要)

熊本市住宅政策課ホームページ

【提出書類】

※様式は住宅政策課で配布または、ホームページからダウンロード

※ご希望の方には郵送します



確認欄	提出書類
	(1) 補助金交付申請書(様式第1号) 記入例 11ページ
	(2) 工事見積書のコピー ・工事箇所ごとの仕様、数量、工事費が分かるもの ・会社名、住所、電話番号の記載があるもの 作成例 13ページ
	(3) 工事予定箇所の写真(予定工事内容を把握したもの、工事内容を記載したもの) ・手すりの取り付けの場合、取り付け位置が分かるよう 写真に示してください(手書き可) 作成例 14ページ ・段差解消の場合、段差の寸法が分かるよう、メジャー等をあてて撮影してください
	(4) 住民基本台帳等の情報閲覧に関する同意書(別紙1) 記入例 15ページ
	(5) 委任状(※申請事務を委任させる場合)(別紙2) 記入例 16ページ
	(6) 賃貸借契約書を複写したもの(※借家の場合)
	(7) 住宅改修に係る承諾書(※借家の場合)(様式第2号) 記入例 17ページ
	(8) その他市長が必要と認める書類

②交付決定

熊本市が内容を確認し、補助金交付決定通知書を郵送します。

③契約締結・工事着手

交付決定通知書が届いた後に、バリアフリー改修工事に関する契約^{*}を交わし、工事に着手してください。

※交付決定通知書の右上に記載された日付以降に契約してください。

(2) 完了実績報告・補助金請求

バリアフリー改修工事が完了したら、速やかに完了実績報告書 兼 補助金交付請求書（様式第7号）に以下に定める書類を添えて提出してください。

受付締切日：令和7年（2025年）2月28日（金）まで

【提出書類】

確認欄	提出書類
	(1) 完了実績報告書 兼 補助金交付請求書（様式第7号） 代理受領（9ページ参照）の場合は以下の書類も必要です ・代理受領委任状（様式第11号）
	(2) 工事請負契約書等を複写したもの
	(3) 費用の支払いが確認できる書類（領収書を複写したもの等）
	(4) 工事完了箇所の写真（工事着手前の写真と同じ角度で撮影し、工事内容を記載したもの）
	(5) その他市長が必要と認める書類

(3) 補助金の額の確定及び交付

完了実績報告及び補助金の請求の内容を審査し、適当と認めるときは補助金額確定通知書（様式第8号）により通知し、補助金を交付します。

熊本市から入金済みの連絡は行いません。通帳を確認していただき、補助金が振り込まれていたら終了となります。

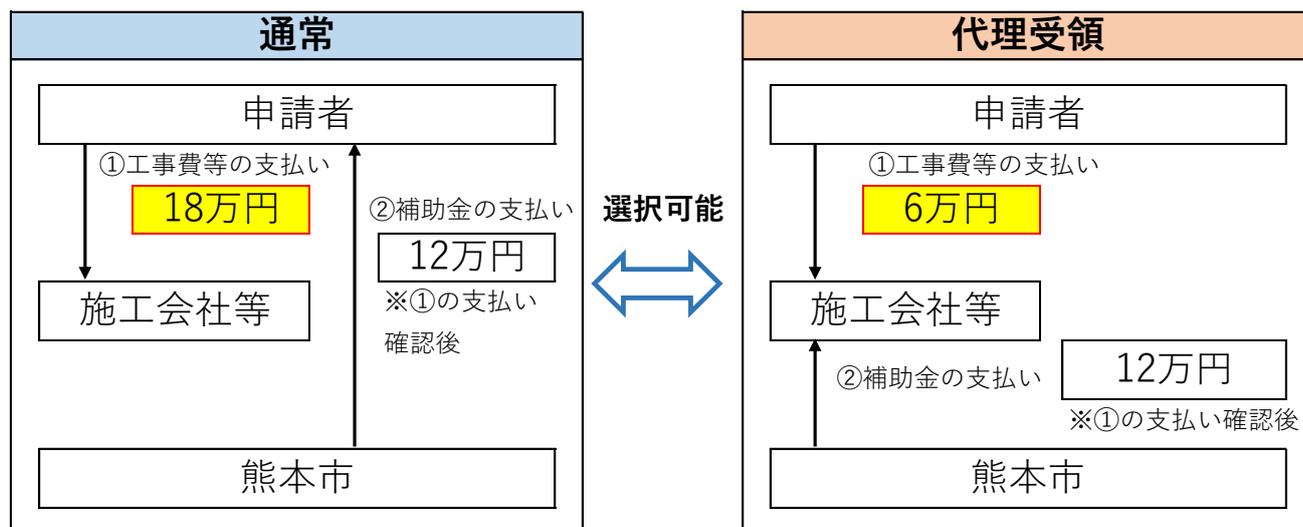
★代理受領について

熊本市が交付する補助金を、申請者に代わってバリアフリー改修工事を行った業者などが受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者はバリアフリー改修工事費用等から補助金額を差し引いた額を用意すればよいので、補助金額を立て替える負担が軽減されます。

代理受領が可能かについては、施工会社とご相談ください。

例：工事費18万円(税込)、補助金12万円の場合の例(非課税世帯の場合)



5.その他の手続き

①事業内容を変更する場合

記入例 21ページ

補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出し、承認を受ける必要があります。

※工事契約の変更がある場合は、必ず変更契約を締結する前に提出してください。

- (1) 変更の内容がわかる書類
- (2) 変更後の工事見積書を複写したもの(補助金額の変更を行う場合)
- (3) その他市長が必要と認める書類

その結果を補助金交付決定変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により通知します。

※以下、変更の手続きが必要な場合と不要な場合についての事例です。詳しくはご相談ください。

(変更手続きが必要な場合の事例)

- ・手すりの取り付け本数が増えるなど、工事内容の変更により、工事金額に変更があった場合。
- ・交付決定時の工事完了期限日までに、工事が完了できない場合。 など

(変更手続きが不要な場合の事例)

- ・手すりの取り付け位置の変更などの軽微な内容で、工事金額に変更がない場合。 など

②事業を中止又は廃止する場合

記入例 22ページ

交付決定後にバリアフリー化改修工事をとりやめる場合は、速やかに補助事業中止(廃止)届(様式第6号)を提出する必要があります。

届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、取消通知書により通知します。

記入例

様式第1号（要綱第8条関係）

補助金交付申請書

提出時に記入

令和 年 月 日

熊本市長 大西 一史（宛）

（〒 860-8601）

申請者 住所 **熊本市中央区手取本町1番1号**

氏名 **熊本 太郎**

電話番号 **096-111-1111**

該当する項目にチェックを入れてください。
「有」の場合、交付を受けた年度をご記入ください。

熊本市高齢者住宅バリアフリー化補助金の交付を受けたいので、募集要項に記載の交付条件等の全てに同意の上、関係書類を添えて下記に申請します。

記

1 過年度の本補助金交付状況（※以前に、本補助金の交付を受けた方）

交付の有無 有（令和 6年度） 無

2 補助対象住宅

該当する項目にチェックを入れてください。

所有関係 持家 借家（様式第2号により、所有者から住宅改修に係る承諾を得ています）

3 総工事費

工事見積書の合計金額（税込）をご記入ください。

工事見積書の合計金額（税込） **174,130円**

4 要支援又は要介護認定に関する誓約

チェックを入れてください。

世帯全員が、介護保険法（平成9年法律第123号）による要支援又は要介護認定を受けておらず、また、認定の申請を行っていないことを誓約します。

5 市税の滞納に関する誓約兼同意

チェックを入れてください。

私は、市税について滞納がないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、熊本市納税課へ照会することについて、同意します。

6 暴力団の排除に関する誓約兼同意

チェックを入れてください。

世帯全員が、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、熊本県警察本部へ照会することについて、同意します。

※上記4、5、6の項目について、これらに反する事実が判明し及び返還請求を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

施工業者の欄は、施工業者の方に記入
いただいでください。

7 施工業者

会社名				<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店または営業所 (支店・営業所)
所在地	熊本市	区		
電話番号			担当者名	
資本金	円		従業員の数	人
業種	<input type="checkbox"/> 建設業・その他の業種 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業			
暴力団等でない旨の誓約	<input type="checkbox"/> 私は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しないことを誓約します。			

8 添付書類

書類	確認欄
(1) 工事見積書を複写したもの（工事箇所ごとの仕様、数量、工事費が分かるもの）	
(2) 工事予定箇所の写真（予定工事内容を把握したもの、工事内容を記載したもの）	
(3) 住民基本台帳等の情報閲覧に関する同意書（別紙1）	
(4) 委任状（申請事務を委任させる場合）（別紙2）	
(5) 賃貸借契約書を複写したもの（借家の場合）	
(6) 住宅改修に係る承諾書（借家の場合）（様式第2号）	
(7) その他市長が必要と認める書類	

「8添付書類」確認欄の記入は、必須ではありません。
必要に応じ、添付書類の確認用としてお使いください。

○工事予定箇所の写真【様式自由】 作成例

- ・工事予定箇所の全体が把握できるように撮影してください
- ・手すりの取り付けを行う場合は、取り付け位置を写真上に示してください
- ・段差解消を行う場合は、段差の寸法が分かるよう、メジャー等をあてて撮影してください
- ・既設洋式便器のかさ上げは、工事前後で違いが分かるよう、撮影してください

写真番号 1 番

○工事着手前写真(工事箇所の全体が把握できるもの)

工事内容を記載してください。

手すりの取付位置を示してください。(手書き可)

工事内容

- 手すりの取り付け (取付位置を示すこと)
- 段差の解消 (メジャー等をあてて撮ること)
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は、通路面の材料の変更
- 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

写真番号 2 番

○工事着手前写真(工事箇所の全体が把握できるもの)

メジャー等をあてて、段差の寸法が分かるように撮影してください。

工事内容

- 手すりの取り付け (取付位置を示すこと)
- 段差の解消 (メジャー等をあてて撮ること)
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は、通路面の材料の変更
- 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

住民基本台帳等の情報閲覧に関する同意書

令和 年 月 日

提出時に記入

熊本市長 大西 一史 (宛)

申請者 住所 **熊本市中央区手取本町1番1号**

氏名 **熊本 太郎**
(自署の場合は押印不要)



自署の場合は押印不要です。

私は、熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金の交付申請内容の審査に必要な、世帯員全員に係る住民基本台帳、介護保険認定情報及び税務情報について、市が閲覧することに同意します。

同一世帯員 (自署の場合は押印不要)

氏名	熊本 花子	印
氏名		印

世帯員全員の氏名を記載してください。
自署の場合は押印不要です。

押印する場合、世帯員それぞれの個人印
(申請者と異なる印)を押印してください

令和 年 月 日

熊本市長 大西 一史 （宛）

委 任 状

提出時に記入

私は、肥後 二郎 を代理者と定め、下記の事項を委任しました。

- 1 熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る2に示す申請及び報告等の内、各事業に必要な手続の一切を委任される場合は、以下の事項に○をつけてください。

○	熊本市高齢者住宅バリアフリー改修補助事業に係る2に示す申請及び報告等の手続における一切を委任
---	--

- 2 熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る申請及び報告等の手続のうち一部を委任する場合は、以下の項目の中から該当する事項に○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書（第8条）
<input type="checkbox"/>	補助金交付変更承認申請書（第11条）
<input type="checkbox"/>	補助事業中止(廃止)届（第12条）
<input type="checkbox"/>	状況報告（第14条）
<input type="checkbox"/>	完了実績報告書兼補助金交付請求書（第15条）
<input type="checkbox"/>	完了後の報告等（第20条）

申請者（委任する方）

住所 熊本市 中央区 手取本町1番1号
氏名 熊本 太郎

申請者（委任する方）は全て同じ印鑑で押印してください。



代理人（委任を受ける方）

(〒 861-8601)

住所 熊本市中央区熊本城1番1号
氏名（又は会社名） 有限会社 ひごまる工務店

（担当者名） 肥後 二郎

電話番号 096-111-2222

住宅改修に係る承諾書

令和 年 月 日
提出時に記入

(申請者)

氏名 熊本 太郎

私は、上記の者が熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る事業に基づき、私所有の下記の建物について、バリアフリー改修工事を行うことを承諾します。

記

(建物所有者)

住所（又は所在地） 熊本市中央区桜町3番10号

氏名（又は会社名） 株式会社 サクラマチ不動産

印

所有者の押印が必要です

(建物)

所在地 熊本市 中央区 手取本町1番1号

令和 年 月 日

提出時に記入

熊本市長 大西 一史 (宛)

申請者 住 所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏 名 熊本 太郎

補助金交付決定通知書右上の
日付、番号を記入してください。

完了実績報告書兼補助金交付請求書

令和3年10月1日付け住政発第000000号で交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金について、補助事業が完了したので、関係書類を添え下記のとおり報告するとともに、補助金を請求します。

記

補助金交付決定通知書に記載されている
交付決定金額を記入してください。

1 請求金額 金 91,000円

2 口座振込先

金融機関名			
	銀行		本店
	金庫		支店
	農協		出張所
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

3 添付書類

- (1) 工事請負契約書等を複写したもの
- (2) 補助事業に係る費用の支払いが確認できる書類 (領収書を複写したもの等)
- (3) 工事完了箇所の写真 (工事着手前の写真と同じ角度で撮影し、工事内容を記載したもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

振込明細書、預金通帳の記録を
複写したものなども可。

20ページ参照。

代理受領の場合のみ、この書類の提出が必要です。

様式第11号（第21条関係）

令和 年 月 日

提出時に記入

熊本市長 大西 一史 （宛）

申請者 住 所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏 名 熊本 太郎



代理受領委任状

申請者（委任する方）は全て同じ印鑑で押印してください。

熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金について、補助金の請求及び受領を、下記の代理受領者に委任します。

記

1 代理受領者

所在地 熊本市中央区熊本城1番1号

会社名（又は氏名） 有限会社 ひごまる工務店
代表取締役 肥後 城太郎

電話番号 096-111-2222

施工会社の代表者の場合は、役職（代表取締役等）を記載して下さい。

2 口座振込先

金融機関名			
	銀行		本店
	金庫		支店
	農協		出張所
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

口座名義は、上記の代理受領者と同一である必要があります。

○工事完了箇所の写真【様式自由】 作成例

- ・工事完了箇所の全体が把握できるように撮影してください。
- ・工事予定箇所の写真と同じ角度で撮影してください。

写真番号 1 番 ○工事完了後写真(工事箇所の全体が把握できるもの)
 (工事着手前写真と同じ角度で撮影してください)

工事内容を記載してください。

工事内容

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は、通路面の材料の変更
- 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

工事予定箇所の写真(工事前の写真)と同じ角度で撮影してください。



写真番号 2 番 ○工事完了後写真(工事箇所の全体が把握できるもの)
 (工事着手前写真と同じ角度で撮影してください)

工事内容

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は、通路面の材料の変更
- 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



熊本市長 大西 一史 (宛)

令和 年 月 日

提出時に記入

申請者 住 所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏 名 熊本 太郎

補助金交付決定通知書右上の
日付、番号を記入してください。

補助金交付変更承認申請書

令和3年10月1日付け住政発第000000号で補助金交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

補助金交付決定通知書に記載されている
交付決定金額を記入してください。

変更後の工事見積書の合計額（税込
の金額）を記入してください。

1 変更する項目 (下記の○印をつけている項目が該当)

補助金額	既交付決定額	金	91,000	円
	変更後の工事見積書の合計金額 (税込)	金	193,600	円
完了期限	交付決定通知に付された完了期限	年	月	日
	変更後の工事完了予定日	年	月	日
施工業者	会社名	□本店 □支店または営業所 (支店・営業所)		
	所在地	熊本市 区		
	電話番号	担当者名		
	資本金	円	従業員の数	人
	業種	<input type="checkbox"/> 建設業・その他の業種 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 暴力団等でない <input type="checkbox"/> 私は、熊本市暴力団排除条例 (平成23年条例第94号) 第2条第1号から第3号の規定に該当しないことを誓約します。		
<p>施工業者を変更する場合、変更後の施工業者の情報を記入して下さい。</p>				
変更理由	(例) 工事内容及び金額が変更になったため。			

2 添付書類

- (1) 変更の内容のわかる書類
- (2) 変更後の工事見積書を複写したもの (補助金額の変更を行う場合)
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第12条関係)

熊本市長 大西 一史 (宛)

令和 年 月 日

提出時に記入

申請者 住 所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏 名 熊本 太郎

補助金交付決定通知書右上の
日付、番号を記入してください。

補助事業中止(廃止)届

令和3年10月1日付け住政発第000000号で交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので届け出ます。

記

中止(廃止)理由

バリアフリー改修工事を取り止めるため。

7.よくある質問と回答（Q & A）

1 申請手続きについて

(1) 窓口・申請について

Q1-1. 高齢者住宅バリアフリー化改修費補助事業の申請窓口について

高齢者住宅バリアフリー化改修費補助事業の申請手続きは、どこでできますか。

回答：「住宅政策課 バリアフリー補助金担当（市役所9階）」が窓口です。各区役所の福祉課窓口への持参による提出も可能ですが、その際は、必ず書類一式を封筒に封入して提出して下さい。

Q1-2. 申請書類様式の入手先について

申請書類の様式を入手したい場合、どうすればいいですか。

回答：住宅政策課（市役所9階）窓口で配布します。

ご依頼いただければ、住宅政策課から郵送いたします。また、市ホームページからダウンロードできます。

（市ホームページ内上部のキーワード検索欄に「高齢者住宅バリアフリー」と入力し検索してください。）

Q1-3. 住宅のバリアフリー改修の相談について

住宅のバリアフリー改修について相談したい場合、どこに相談すればいいですか。

回答：「住宅政策課 バリアフリー補助金担当（市役所9階）」宛てにご連絡ください。

（電話番号：328-2989）

Q1-4. 複数回の申請について

複数回申請を行うことは可能ですか。

回答：1世帯につき補助金の上限額までは、複数回申請を行うことが可能です。

Q1-5. 本補助事業利用後の「介護保険住宅改修費制度」の利用について

本補助事業の利用後に、要支援・要介護認定となった場合に「介護保険住宅改修費制度」を利用することは可能ですか。

回答：可能です。なお、「介護保険住宅改修費制度」については、介護保険課にお問い合わせください。

熊本市 介護保険課 (TEL：328-2347)

Q1-6. 障がいの認定を受けている場合の申請について

障がいの認定を受けている場合に、本制度を利用することは可能ですか。

回答：65歳以上であれば、可能です。なお、65歳未満の方については、「障害者住宅改造費助成事業」をご利用いただけます。

詳細については、障がい保健福祉課にお問い合わせください。

熊本市 障がい保健福祉課 (TEL：328-2519)

Q1-7. 65歳未満の方がいる場合の申請について

65歳未満の方が同一世帯にいる場合でも、本制度を利用することは可能ですか。

回答：補助対象となります。

Q1-8. 要支援又は要介護認定を受けている方の申請について

更新し忘れによる、認定期限切れの場合に、本制度を利用することは可能ですか。

回答：補助対象になりません。

(2) 書類について

Q1-9. 写真について

申請に添付する必要がある改修前後の写真について、どのような写真を撮影すればいいですか。

回答：工事箇所全体が分かるように撮影してください。なお、工事前、工事後の写真についてはそれぞれ以下の点にも注意してください。

○工事前（工事予定箇所）の写真

- ・手すりの取り付けを行う場合は、取付位置が分かるよう写真に示してください。（手書き可）
- ・段差解消を行う場合は、段差の寸法が分かるよう、メジャー等をあてて撮影してください。

○工事後（工事完了箇所）の写真

- ・工事前の写真と同じ角度で撮影してください。

Q1-10. バリアフリー改修工事の計画を変更する場合について

補助金交付申請後、完了実績報告までの間に、変更、追加の工事が発生した場合には、どうしたらいいですか。

回答：何らかの事情で、バリアフリー改修工事の計画を変更せざるを得ない場合には、変更工事の契約・着手前に、変更承認申請書の提出が必要です。

補助金交付変更承認申請書(様式第4号)と併せて、変更の内容がわかる書類及び変更後の工事見積書を複写したものを提出してください。

軽微な変更（手すりの取り付け高さが変わるなど）であれば、変更承認申請書の提出は不要です。まずは事前にご相談ください。

Q1-11. 領収証の宛名について

領収証の宛名は申請者でなくても良いですか。

回答：必ず申請者の名前での領収証が必要です。

Q1-12. 収入印紙について

領収証の金額によって収入印紙が必要ですか。

回答：5万円以上、100万円以下の領収証に対しては200円の収入印紙が必要です。

Q1-13. 消すことのできる筆記具による記入について

鉛筆・こすると消えるボールペンなど、消すことのできる筆記具で記入したのもので申請できますか。

回答：修正や改ざんが容易に可能であり、不正があったものと区別ができないため、鉛筆・こすると消えるボールペン、その他の消すことのできる筆記具で記入されているものでは申請できません。

2 工事について

(1) 工事全般について

Q2-1. 遵守すべき事項について

バリアフリー改修を計画するにあたって、どのような注意点がありますか。

回答：手すりや便器など使用される部材の取り付け方法には注意した方がいでしょう。部材のメーカーによって取り付け方法が指定されている場合があります。取り付け指定寸法に記載していないような取り付けを計画される場合には、部材のメーカーに、強度面で安全であることを確認したうえで、見積りの提出をお願いします。

Q2-2. 柱・壁の撤去を伴う工事について

バリアフリー改修工事において、柱や壁の移動・撤去をしてもいいですか。

回答：柱の移動・撤去は、安全性に問題があるため、認められません。

壁の撤去については事前に専門家等に相談を行い、安全であるかの確認を行ってください。

Q2-3. 退去時の原状回復のための工事について

賃貸住宅の場合、退去時の原状回復のための費用は補助対象になりますか。

回答：補助対象になりません。

Q2-4. 諸経費について

諸経費（現場管理費）は、補助対象になりますか。

回答：補助対象となります。

(2) 手すりの取付けについて

Q2-5. 手すりの取替え工事について

既存の手すりが老朽化したことから、その手すりを取りかえる場合は補助対象になりますか。

回答：ささくれ、変色、カビなど老朽化を理由に取り替える工事は補助対象になりません。

Q2-6. ねじを使用しない手すりの取付けについて

固定剤（接着剤）による取付けは補助対象になりますか。

回答：メーカーの保証書を添付のうえ、申請することが可能であれば補助対象になります。

Q2-7. 段差解消・手すりについて

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は補助対象になりますか。

回答：補助対象になります。

Q2-8. 手すりの位置の移動について

既存の手すりの位置を変更する場合の工賃は、補助対象になりますか。

回答：補助対象になります。

Q2-9. 手すり設置に伴う付帯工事について

手すりの取付けの下地補強の際に、張り替えが必要になった壁紙の費用は補助対象になりますか。

回答：下地補強した部分のみの壁紙に係る費用は補助対象になりますが、下地補強に伴って壁全体の壁紙を張り替えたのであれば、下地補強部以外の壁紙の費用は補助対象になりません。

Q2-10. 複数のメーカーによる部材が混在した手すりの取り付けについて

メーカーが異なる「手すり棒」と「手すり棒を支えるアーム」を組み合わせて使用する場合、補助対象になりますか

回答：メーカーの仕様基準を満たさないことになるため、補助対象になりません。

基本的に同じ箇所で使用する部品は同じメーカーでなければなりません。

ただし、施工業者の保証書が書面で取れる場合は補助対象になります。

(3) 床段差の解消について

Q2-11. 上がり框（かまち）の段差緩和工事について

玄関の上がり框の段差の緩和のため、上がり框の段差を2段にしたり、式台を設置したりする工事は補助対象となりますか。

回答：上がり框を2段にする工事は床段差の緩和として補助対象になります。式台については、釘やネジ等で固定したものは床段差の緩和として補助対象になりますが、持ち運びが可能なものは補助対象になりません。

Q2-12. 段差の解消について

玄関から道路までの動線上の段差を緩やかにする工事は、補助対象になりますか。

回答：段差の解消として補助対象になります。

Q2-13. 段差の範囲について

浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取り替えも、補助対象になりますか。

回答：浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様、「段差」に含まれるものとして考えられるため補助対象になりますが、高低差が緩和されたことがわかる資料の提出が必要です。（メジャー等をあてた、施工前、施工後の浴槽の写真）

Q2-14. ユニットバスについて

ユニットバスを購入し、設置することにより段差の解消を行う場合、補助対象になりますか。

回答：次の3つのいずれかを目的としてユニットバスを設置する場合、その目的を果たす部分について按分などにより価格が算出できる場合に、その該当する部分に限り、補助対象になります。

- ①脱衣所と浴室の段差解消を目的とする場合
- ②浴室床を滑りにくい床材へ変更することを目的とする場合
- ③浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとする場合

Q2-15. 浴室の段差解消工事について

床段差を解消するため、すのこを製作し、浴室に設置する場合は補助対象になりますか。

回答：補助対象になりません。

Q2-16. 段差解消機等の設置について

昇降機、リフト、段差解消機等といった床段差を解消する機器を設置する場合補助対象になりますか。

回答：昇降機、リフト、段差解消機等といった機器を設置する工事は補助対象になりません。また、機器設置に伴う付帯工事も補助対象になりません。

Q2-17. ウッドデッキについて

洗濯物を干す動作において、庭に下りる際に、転落する可能性があるため、ウッドデッキを作成する工事は、補助対象になりますか。

回答：補助対象になりません。

Q2-18. スロープの勾配について

屋外のスロープの勾配について、何か制限がありますか。

回答：原則として、1/12 よりも緩やかにしてください。また、高低差が 16 cm以下の場合には 1/8 以下としてください。

Q2-19. スロープの幅について

スロープを設置する場合、どれくらいの幅までが補助対象となりますか。

回答：原則として、1 m以内とします。

1 m幅を超える場合には、その費用について面積比で按分して補助対象額を算定することになります。

(4) 滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更について

Q2-20. 通路面の材料の変更について

補助対象となる通路面の材料にはどのようなものが考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として補助対象になりますか。

回答：コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。ただし、タイル・レンガについては、滑りくいということがカタログで確認ができ、路面を平滑にできるものに限ります。また、これらの工事に伴う、路盤の整備は付帯工事として補助対象になります。

Q2-21. 廊下の床の取替えについて

痛んだ廊下の床材の取替えは、補助対象になりますか。

回答：老朽化や物理的、科学的な磨耗、消耗を理由とする取替えは補助対象になりません。

Q2-22. 床材の表面加工について

滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、補助対象になりますか。また、床にカーペットを張ったり、階段に滑り止めのシートや滑り止めのゴムを付けたりする場合は補助対象になりますか。

回答：いずれも床材の変更として補助対象になります。ただし、置き敷きのカーペットや、容易にはがせるタイルカーペットなどは、補助対象になりません。なお、あまりに滑りが悪いとつまずき、転倒したりする危険性もありますので、工事に当たっては十分に注意してください。

Q2-23. 浴室内の床材の変更について

滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと（床面への接着はしない）も補助対象になりますか。

回答：マットを浴室内に置くだけであれば、補助対象になりません。

(5) 引き戸等への扉の取替えについて

Q2-24. 扉の工事について

扉そのものを取替えない場合であっても、右開きの戸を左開きに変更する工事は補助対象になりますか。

回答：補助対象になります。

具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q2-25. 引き戸の取替え工事について

既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は補助対象になりますか。

回答：補助対象になります。

ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取替えるという理由であれば、補助対象になりません。

Q2-26. カーテンへの変更について

扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、補助対象になりますか。また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付けの工事についても、補助対象になりますか。

回答：補助対象になります。また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として補助対象になります。

※ 居室等のプライバシー、室温、耐久性等充分にご注意ください。

(6) 洋式便器などへの便器の取替え等について

Q2-27. 洋式便器の便座の高さを高くする工事について

膝が十分に曲がらない場合や便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既設の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして補助対象となりますか。

- ① 便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ② 補高便座を用いて座高の高さを高くする場合

回答：①補助対象になりません。

②補助対象になりません。

Q2-28. 和式便器のトイレを取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する工事について

現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は、補助対象となりますか。

回答：和式便器を洋式便器に取替えたこととなるため、補助対象になります。

なお、和式便器を残したまま洋式便器を設けるのは補助対象になりません。

Q2-29. 洋式便器への便器取替え工事について

和式便器から、洗浄機器等がついた洋式便器への取替えは、補助対象になりますか。

回答：洗浄便座一体型の便器を取付ける場合にあっては、補助対象になります。

ただし、壁取り付けリモコンは補助対象になりません。

※洗浄機器や暖房便座等を追加するためだけの目的の場合には、補助対象になりません。

Q2-30. トイレの改修に伴う仮設トイレの設置費について

和式便器から様式便器に改修する際、工期が3日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は、補助対象になりますか。

回答：仮設トイレの設置費用は補助対象になりません。

Q2-31. 和式便器の腰掛式への変更について

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは、補助対象になりますか。

回答：補助対象になりません。

Q2-32. 便所の拡張について

和式便器から洋式便器に取替える工事に伴い、車いすに対応する目的で既存の便所を拡張する必要がある場合、便所の拡張に伴う工事も補助対象になりますか。

回答：対象になりません。

3 その他

Q3-1. 新築住宅の竣工日以降の改修工事について

住宅の新築は支給の対象となりませんが、新築住宅の竣工日以降にバリアフリー改修工事を行う場合は、補助対象になりますか。

回答：竣工日以降に、バリアフリー改修工事を行う場合は補助対象になります。

Q3-2. 共同住宅（アパート、マンション等）の共用部分の改修費用について

共同住宅（アパート、マンション等）の廊下などの共用部分は補助対象になりますか。

回答：補助対象になりません。

Q3-3. 併用住宅(店舗等の用途を兼ねる住宅)の店舗部分の改修費用について

併用住宅(店舗等の用途を兼ねる住宅)の店舗部分は補助対象になりますか。

回答：補助対象になりません。

Q3-4. 家族が行う住宅改修について

家族や同族家族（一族）が大工を営んでいますが、バリアフリー改修工事を発注した場合、工賃も補助対象になりますか。

回答：申請者が自らバリアフリー改修のための材料を購入し、本人又は家族等によりバリアフリー改修が行われる場合は、材料の購入費のみが補助対象になり工賃は補助対象外とします。
この場合の家族とは、同居しているもの、または3親等以内の家族とします。

Q3-5. 企業ではない知人が住宅改修を行うことについて

本人又は家族等によるバリアフリー改修は、材料の購入費が補助対象になっていますが、家族ではない知人（大工・技術資格者ではない）がバリアフリー改修を行った場合に、材料費の他に（業者より安価な）工賃は支給の対象になりますか。

回答：本人や家族等がバリアフリー改修を行う場合と同様、材料費のみが支給の対象になります。

お問い合わせ先

熊本市 住宅政策課

バリアフリー補助金担当（市役所 9 階）

〒860-8601

住所：熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号：096-328-2989

FAX 番号：096-359-6978